⑼　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等。

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等。

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等。

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

ア　品質確保の実効性

イ　施工体制確保の確実性

②　技術提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点（技術提案における評価の最高点40点＋ヒアリングにおける評価の最高点10点）とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、技術提案について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、技術提案等をもとにヒアリングを行い、ヒアリングによる評価において最高点10点を与え、合わせて最高点50点を「加算点」として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じ「加算点」についても減じる処置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ　技術提案及び施工計画が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、適正と認められた技術提案及び施工計画資料に記載された内容により施工し、工事完成検査時に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定点を未実施の評価項目ごとに３点減ずることとする。なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は特別な事情がある場合とし、発注者と請負者の協議により決定する。また、受注者の責により技術提案等の内容が不履行となったことが確認された場合または、不履行が疑われる場合は、事実関係、理由等についてヒアリング等を行う。ヒアリング等の結果によっては、契約違反、不正又は不誠実な行為等により指名停止等の措置を講ずる場合がある。

⑸　ヒアリング　技術提案等については、ヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時・場所等必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局総務部会計課契約係　岡本　元　電話086―224―4511　内線2253

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成27年12月８日から平成28年１月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　交付方法

ア　インターネットによる場合　農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。

イ　インターネットへ接続する環境が無い場合　次の場所で交付する。

〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局農村振興部設計課技術審査第１係　落部　直樹　電話086―224―4511　内線2625

③　参考資料の交付方法　参考資料（設計資料、地質資料）については、ＣＤ－Ｒ等による配布を行う。配布の方法については、上記イと同様の場所で交付する。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間及び方法　上記４の⑵と同じ期間内に提出する。提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとし、詳細は入札説明書による。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成27年12月８日から平成28年３月７日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午前12時、午後１時から午後５時15分まで。ただし、最終日については、午前12時までとする。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　その他　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法

①　電子入札システムによる入札の場合は平成28年３月３日午前９時から平成28年３月７日午後４時までに送信する。

②　紙入札方式により持参する場合は平成28年３月８日午後１時30分に中国四国農政局７階入札室にて入札する。

③　郵送による場合は、平成28年３月７日午後４時までに上記４⑴宛て郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）する。

④　開札の日時及び場所　平成28年３月８日午後１時30分　中国四国農政局７階入札室